

令和 7 年四條畷市議会 1 2 月定例議会

【参考資料】一部改正条例の新旧対照表

(目次)

○議案第 2 5 号関係	1 ページ
○議案第 2 6 号関係	3 ページ
○議案第 2 7 号関係	7 ページ
○議案第 2 8 号関係	1 3 ページ

四條畷市事務分掌条例の一部を改正する条例新旧対照表

新

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び支所（以下「部」という。）を設ける。

総合政策部～市民生活部 略

地域協働部

施設創生部～田原支所 略

第2条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。

総合政策部～財務部 略

市民生活部

（1）～（4） 略

（5）～（11） 略

地域協働部

（1） 自治振興及びコミュニティに関すること。

（2） スポーツに関すること。（学校における体育に関することを除く。）

（3） 文化に関すること。（次号に掲げるものを除く。）

（4） 文化財の保護に関すること。

（5） 図書館、公民館その他の社会教育に関する教育機関に関すること。

施設創生部～田原支所 略

旧

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び支所（以下「部」という。）を設ける。

総合政策部～市民生活部 略

施設創生部～田原支所 略

第2条 前条に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。

総合政策部～財務部 略

市民生活部

（1）～（4） 略

（5）自治振興及びコミュニティに関すること。

（6）～（12） 略

施設創生部～田原支所 略

一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	
(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額の係る特例)	
第5条の2	略
2	前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第8条第5項第1号に規定する職員以外の地方公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第8条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第13条第1項若しくは第15条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第10条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第8条第5項第1号に規定する職員以外の地方公務員等となつたときは、当該退職の日以前の期間）を除く。）をいう。
(1)	略
(2)	第8条第5項第1号の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
(3)	略
(勤務期間の計算)	
第8条	略
2～4	略
5	第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、次に掲げる在職期間を含むものとする。
(1)	任命権者の要請に応じ、職員となるために職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）を退職し、引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
(2)	職員が任命権者の要請に応じ、引き続いて職員以外の地方公務員等となるため退職をし、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後、引き続いて職員となつたときにおける先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間

(給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が変額されたことがある場合の退職手当の基本額の係る特例)

第5条の2 略

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第8条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第13条第1項若しくは第15条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第10条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第8条第5項に規定する職員以外の地方公務員等となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1) 略

(2) 第8条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

(3) 略

(勤務期間の計算)

第8条 略

2～4 略

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）が引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間及び職員が第20条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたときにおける先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算について準用する。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

7～9 略

附則

1～17 略

（職員以外の地方公務員等が引き続いて職員となつた場合の勤続期間の計算の特例）

18 令和8年6月1日前に職員以外の地方公務員等が引き続いて職員となつた場合の勤続期間の計算については、第8条第5項及び第6項の規定にかかわらず、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を同条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含むものとする。

19 略

6 ～ 8 略

附則
1 ～ 1 7 略

1 8 略

四條畷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び四條畷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	
第 1 条による改正（四條畷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）	
（虐待等の禁止）	
第 1 2 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u>	
（利用乳幼児及び職員の健康診断）	
第 1 7 条 略	
2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 2 条又は第 1 3 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、 <u>同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u> この場合において、家庭的保育事業者等は、 <u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u>	
<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
3・4 略	
（職員）	
第 2 3 条 略	
2 家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（ <u>法第 1 8 条の 2 7 第 1 項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号。以下この項において「改正法」という。）附則第 1 2 条の規定による改正前の特区法（以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第 1 2 条の 5 第 3 項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第 1 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第 1 2 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。））又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該</u>	

旧

(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第17条 略

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3・4 略
(職員)

第23条 略

2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。))又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

当するものとする。

(1) 略

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者
3 略

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

(1) 略

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者
3 略

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 略

附則

1－8 略

9 第7項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第2条による改正（四條畷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

（虐待等の禁止）

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附則

1－8 略

9 第6項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に应じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に应じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

（虐待等の禁止）

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

四條畷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	
(職員)	
第10条	略
2	略
3	放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
(1)	保育士（ <u>法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であつた区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者</u>
(2)～(10)	略
4・5	略
(虐待等の禁止)	
第12条	放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u>

旧

(職員)

第10条 略

2 略

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の資格を有する者

(2) ～ (10) 略

4・5 略

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。